

10. 消防署事務分掌

警防第1課、警防第2課、警防第3課（出張所の各係を除く。）

* 警防係

- (1) 警防対策に関する事。
- (2) 火災その他の災害の警防及び防ぎよに関する事。
- (3) 消防訓練その他の訓練に関する事。
- (4) 消防対象物の調査に関する事。
- (5) 消防機械器具の整備保全、点検及び管理並びに取扱いに関する事。
- (6) 消防車両等及び原動機付自転車の整備保全、点検及び管理並びに取扱いに関する事。
- (7) 地理及び消防水利の調査、点検に関する事。
- (8) 軽易な火災の原因及び損害の調査に関する事。
- (9) 空地及び空家の管理並びに火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為に係る火災予防条例に関する事。
- (10) 消防広報に関する事。
- (11) 管区務に関する事。
- (12) 消防無線等消防通信の企画及び運用に関する事。
- (13) 通信機械器具の整備保全、点検及び管理並びに取扱いに関する事。
- (14) 警防活動等の支援情報に関する事。
- (15) 気象観測業務に関する事。
- (16) 緊急通報システムに関する事。
- (17) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (18) 通信統計及び気象統計その他の統計に関する事。
- (19) その他消防業務に関する事。
- (20) 他係の所管に属さない事。

* 救急救助係

- (1) 救急業務及び救助業務に関する事。
- (2) 救急訓練及び救助訓練に関する事。
- (3) 救急機械器具及び救助機械器具の整備保全、点検及び管理並びに取扱いに関する事。
- (4) 救急車両及び救助車両の整備保全、点検及び管理並びに取扱いに関する事（分署の各係にあつては、救助車両の整備保全、点検及び管理に関する事を除く。）。
- (5) 応急手当の普及及び指導に関する事。
- (6) 救急統計及び救助統計その他の統計に関する事。
- (7) 管区務に関する事。
- (8) 救急医療情報システムに関する事。
- (9) その他救急業務及び救助業務に関する事。

出張所（警防第1係、警防第2係、警防第3係）

- (1) 警防対策に関する事。

- (2) 火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。
- (3) 救急業務及び救助業務に関すること。
- (4) 消防訓練及び救急訓練並びに救助訓練その他の訓練に関すること。
- (5) 消防対象物の調査に関すること。
- (6) 消防機械器具及び救急機械器具並びに救助機械器具の整備保全、点検及び管理並びに取扱いに関すること。
- (7) 消防車両等及び救急車両並びに原動機付自転車の整備保全、点検及び管理並びに取扱いに関すること。
- (8) 地理及び消防水利の調査、点検に関すること。
- (9) 軽易な火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (10) 空地及び空家の管理並びに火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為に係る火災予防条例に関すること。
- (11) 応急手当の普及及び指導に関すること。
- (12) 消防広報に関すること。
- (13) 火災統計及び救急統計並びに救助統計その他の統計に関すること。
- (14) 管区務に関すること。
- (15) その他消防業務及び救急業務並びに救助業務に関すること。